



# P172, P173 改正個人情報保護法に関する補足について

本稿は、原則として平易な表現で記載しているため、改正個人情報保護法の内容を100%正確に記述した記事ではありません。  
改正個人情報保護法についてもっと詳しく知りたい方は、以下のサイトをご覧ください。

【個人情報保護委員会 中小企業サポートページ(個人情報保護法) [https://www.ppc.go.jp/personal/chusho\\_support/](https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/)】

P172



## 改正個人情報保護法

2015年9月に改正され、2017年5月30日に全面施行された「個人情報保護法」で、保有する個人情報が5,000人以下の中小企業も新たに「個人情報取扱事業者」と定められました。つまり、個人情報をベースに活動する者全てが同法の義務を負うことになったのです。

そのポイントをまとめると、次のようになります。

- ①身体的特徴も個人情報です。
- ②人種、信条、病歴など差別や偏見を生む可能性のある個人情報を取得するとき、**必ず本人の同意を得なければなりません。**
- ③個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、あらかじめ本人の同意を得なければなりません(ただし、生命、身体、財産の保護が必要なときには不要)。
- ④個人情報データベースに含まれる個人情報を第三者に提供する場合も本人の同意を得なければなりません。さらに、個人情報保護委員会への届け出も必

P173



要です。**また**提供者は提供年月日や情報の受領者氏名などを記録し保存することも義務付けられています。

- ⑤特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、そこから個人情報を復元できないようにしてビッグデータなどに利用することができるようになりました。



以下のとおり、記載を訂正します。  
「必ず」⇒「原則としてあらかじめ」  
本人の同意を得なければなりません。



個人情報保護委員会への届け出が義務付けられているのは、「オプトアウト方式」による場合です。  
※ 詳しくはこちらをご参照ください。  
<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/optout/>



提供者側だけでなく、受領者側にも記録を保存する義務があります。